

令和5年度  
(2023年度)

監査結果報告書

吹田市監査委員



5 監 第 4 4 6 号  
令和 6 年 3 月 29 日  
(2024年)

吹田市監査委員 橋本 敏子  
吹田市監査委員 谷 義孝  
吹田市監査委員 益田 洋平  
吹田市監査委員 高村 将敏

令和 5 年度（2023年度）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定により令和5年度の監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出します。

# 目 次

		ページ
第1	監査の種類	1
第2	財務監査及び行政監査（定期監査）	
1	監査の範囲	1
2	監査対象部局	1
3	準拠した規定	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
7	意見	4
第3	工事監査	
1	監査の範囲	5
2	監査対象工事	5
3	準拠した規定	5
4	監査の着眼点	5
5	監査の実施内容	6
6	監査対象工事の概要	7
7	監査の結果	7
第4	財政援助団体等監査（出資団体監査）	
1	監査の範囲	8
2	監査対象団体及び所管部局	8
3	準拠した規定	8
4	監査の着眼点	8
5	監査の実施内容	8
6	地方独立行政法人市立吹田市民病院に係る監査の結果及び意見	9
7	公益財団法人吹田市文化振興事業団に係る監査の結果及び意見	10
第5	財政援助団体等監査（指定管理者監査）	
1	監査の範囲	11
2	監査対象団体及び所管部局	11
3	準拠した規定	11
4	監査の着眼点	11
5	監査の実施内容	11
6	指定管理者に係る監査の結果及び意見	12

## 第1 監査の種類

本監査結果報告書に記載の監査の種類は、財務監査及び行政監査（定期監査）、工事監査並びに財政援助団体等監査（出資団体監査及び指定管理者監査）です。

## 第2 財務監査及び行政監査（定期監査）

### 1 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定する本市の財務に関する事務その他の事務の執行について、原則として令和5年度の事務を対象として、監査を行いました。

### 2 監査対象部局（組織の名称は、監査実施時点のものです。）

- (1) 児童部（子育て政策室、子育て給付課、家庭児童相談室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室及びこども発達支援センター並びに吹田第一幼稚園、岸部第一幼稚園、佐竹台幼稚園、東山田幼稚園、山田保育園、千里山保育園及び吹六保育園）
- (2) 福祉部（福祉総務室、総合福祉会館、生活福祉室、福祉指導監査室、高齢福祉室及び障がい福祉室）
- (3) 健康医療部（健康まちづくり室、成人保健課、母子保健課、国民健康保険課、保健医療総務室、衛生管理課及び地域保健課）
- (4) 環境部（環境政策室、環境保全指導課、事業課、資源循環エネルギーセンター及び破碎選別工場）
- (5) 都市計画部（都市計画室、計画調整室、開発審査室、住宅政策室及び資産経営室）
- (6) 土木部（総務交通室、道路室、公園みどり室及び地域整備推進室）
- (7) 学校教育部（教育総務室、学校管理課、学務課、教育未来創生室、保健給食室、学校教育室、教職員課及び教育センター）
- (8) 小学校及び中学校（吹田第一小学校、千里第一小学校、佐井寺小学校、岸部第一小学校、山田第一小学校、山田第五小学校、東山田小学校、藤白台小学校、第二中学校、片山中学校、豊津西中学校、千里丘中学校及び青山台中学校）

### 3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査委員に関する条例第7条、吹田市監査基準及び令和5年度財務監査及び行政監査実施計画

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 着眼点

ア 次に掲げる事務が、法令等に従い、かつ、必要な決裁を受け、適正に執行されているか。

- (ア) 公金の徴収及び滞納整理の事務
- (イ) 契約の事務
- (ロ) 補助金等の交付及び貸付金の貸付けの事務
- (ハ) 損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務
- (ニ) その他の支出負担行為の事務
- (ホ) 旅費の支給の事務
- (ヘ) 現金及び有価証券の取扱い並びに財産の管理の事務
- (コ) 行政財産目的外使用の許可の事務
- (ク) 職員個人情報取扱いの事務

イ 事務事業が経済的かつ効率的に執行されているか。

ウ 事務事業が市民負担の軽減及び市民サービスの向上が図られるよう執行されているか。

##### (2) 重点事項

契約の履行の確認

#### 5 監査の実施内容

##### (1) 監査の実施期間

令和5年10月3日から令和6年3月25日まで

##### (2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象部局の会議室等

##### (3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象部局の会議室等で、関係書類を抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び聴取した事項の評価を行いました。

#### 6 監査の結果

- (1) 上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。ただし、イ、ウ及びコに掲げる事務については、(2)に記載の是正を要する事項が見受けられました。

- ア 納入通知、督促等の公金の徴収の事務
  - イ 入札、見積合せ、随意交渉等の契約の相手方の選定、契約の締結、契約の保証の取得、履行の確認等の契約事務
  - ウ 補助金等の交付の事務
  - エ 未収貸付金の督促を含む貸付金の貸付けの事務
  - オ 保険証券の保管を含む損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務
  - カ 物品出納を含む物品購入の事務
  - キ 報酬、負担金等の支出の事務
  - ク 旅費の支給の事務
  - ケ 現金及び切手その他有価証券の取扱いの事務
  - コ 備品台帳の整理を含む公印その他の備品の管理の事務
  - サ 法令に基づく保守点検等の施設の管理の事務
  - シ 普通財産の貸付け及び貸付料の徴収の事務
  - ス 行政財産目的外使用に係る許可並びに使用料等の徴収の事務
  - セ 予算流用の事務
  - ソ 職員個人情報取扱いの事務
- (2) 監査実施時点において見受けられた是正を要する事項は、次のとおりです。
- ア 総合福祉会館生活介護施設運営業務委託契約（平成30年10月1日から令和5年9月30日まで）において、契約書によると、受託者は契約期間の各年度の終了後2か月以内に収支精算報告書を本市に提出し、精算の結果、余剰金が生じた場合は速やかに本市に返還することとなっていますが、令和2年度以降3年分の報告書が提出されておらず、本市は精算手続を行っていませんでした。（福祉部総合福祉会館における契約事務）
  - イ 債務負担行為に基づく障害者相談支援事業委託契約（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）6件について、契約保証金の額は契約金額総額に基づき算定しなければなりません。初年度分の契約金額に基づき算定していました。（福祉部障がい福祉室における契約事務）
  - ウ 吹田市国民健康保険第3期データヘルス計画策定支援業務委託契約の指名競争入札において、入札書に受任者印の押印がないため無効とすべき入札を有効なものとしていました。また、入札終了後落札業者に、当該入札書に受任者印の押印をさせていました。（健康医療部国民健康保険課における契約事務）
  - エ 地域猫避妊・去勢手術等補助金において、補助金交付申請書には申請額は20,000円と記載されていましたが、市は事前相談時の内容に基づき30,000円の交付決定通知を行っていました。また、市は実施報告書の提出を受け、補助金の交付額を確定しますが、その際、市の事務手続上のミスであったにもかかわらず、変更交付申請書を併せて提出させたうえで、交付決定額の変更手続を行っていました。（健康医療部衛生管理課における補助金等の交付の

事務)

オ 備品管理において、令和3年3月に購入したウェアラブルアクションカメラ2台が所在不明となっていました。(健康医療部地域保健課における備品の管理の事務)

カ 塵芥収集運搬業務委託契約において、受託者は従業員の顔写真が確認できる名簿を本市に提出しなければなりません。提出された書類の一部マイナンバーカードの写しが含まれており、法律で定められた場合を除き収集又は保管してはならない個人番号が記載されていました。(環境部事業課における契約事務)

キ 入札予定価格の決定は、その性質上決裁権者の単独決定行為であり、適正な入札の執行を担保するため、入札予定価格の秘密は厳格に保持される必要がありますが、仮設トイレ賃貸借契約において、予定価格が記載された予定価格調書案が入札執行伺いの起案に添付されていました。(土木部公園みどり室における契約事務)

ク 仮設トイレ賃貸借契約において、予定価格調書には設計金額は記載されていたものの、予定価格及び入札書比較価格が記載されていませんでした。(土木部公園みどり室における契約事務)

## 7 意見

(1) 業務委託において、仕様を十分に見直さないまま継続されてきた事案が見られました。必要に応じ仕様を見直し、当該業務が、時々のニーズや環境の変化に対応し効果的かつ効率的に行われていることを十分に検証してください。

また、本年度に実施された包括外部監査の結果報告書において「委託は決して民間への「丸投げ」ではない。仮に、民間へ事務を委託しても、その進捗や履行確認、効果検証と改善は欠かせない。」と述べられているように、業務委託は予算の範囲内で契約を締結することが最終目的ではありません。履行の確認を十分に行うとともに、業務の効果検証と見直しを定期的に行い、行政サービスの質の維持、向上に努めてください。

(2) 入札について、応札が1者のみ又は皆無であったという事例が見受けられますが、価格において競争性を求めることが適正であると判断し、入札を実施する以上、そのような事態にならないよう、参加しなかった業者への聴取りなどにより、入札に参加するための準備期間等は十分に確保されていたか、入札に係る業務の仕様に改善すべき点はなかったか、実質的に新規参入を排除する形となっていないかなど、その原因を調査及び検証し、積極的な対策を講じてください。

(3) 今回の監査対象部局においても昨年と同様、指定管理者が自主事業として自動販売機を設置した場合、指定管理者から納付される使用料が、最低使用料にほぼ近い額となっており、本市が自動販売機の設置者を選定して目的外使用許

可をしていたときに納付されていた使用料よりも、大幅に減少している場合があります。

指定管理者の当該自主事業への意欲を失わせない範囲内で、本市に納付される使用料の減少が大幅なものにならないよう早期の制度の改善を求めます。

- (4) 令和5年1月から電子決裁機能を有する文書管理システムが導入され、一部の例外を除き紙文書が電子化されることになりましたが、起案の添付書類については、電子化するか否かの取扱いが監査対象部局や担当者によって異なっている状態が多く見受けられましたので、統一した運用がなされるよう対策を講じてください。

また、添付書類の内容が変更されたにもかかわらず、電子化された書類のデータの差替えを失念しているものが散見されました。適正な文書管理がなされるよう留意してください。

- (5) 本年度の行政監査のテーマとして取り上げた職員個人情報の取扱いの事務について、監査対象部局における状況を確認したところ、個人情報として取り扱うべき情報の範囲についての認識が部局によって異なっており、職員個人情報の含まれるファイルへのパスワード設定等のセキュリティ対策についてもそれぞれの部局の判断で行われていることが分かりました。

行政の説明責任を果たすために制約を受けるものの、職員の個人情報も市民の個人情報と同様に保護されなければなりません。今後、職員個人情報の取扱いに特化した庁内ルールの整備について検討してください。

### 第3 工事監査

#### 1 監査の範囲

地方自治法第199条第1項に規定する本市の財務に関する事務のうち、工事の設計、施工等について監査を行いました。

#### 2 監査対象工事

吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）

（監査対象工事は、進捗状況等を勘案して選定しました。）

#### 3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和5年度工事監査実施計画

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 計画



ア 事業の目的が市民の福祉の増進に資するものとなっているか。

イ 工事の計画関係書類が整備されているか。

(2) 設計

ア 現地の事前調査が十分に行われているか。

イ 法令等に適合し、設計基準、設計資料等を的確に反映しているか。

ウ 工事目的物の維持管理、コスト削減及び環境への配慮がなされているか。

エ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書が的確に作成されているか。

(3) 積算

ア 積算基準、積算資料等の運用が適正に行われているか。また、数量及び金額が明確な積算根拠に基づき算出されているか。

イ 歩掛及び単価が適正か。また、施工の条件等が歩掛及び単価に的確に反映されているか。

ウ 積算書等の照査が適正に行われているか。

(4) 契約

ア 契約の相手方の選定及び契約の締結の事務が適正に行われているか。

イ 契約書等の関係書類及び帳簿が整備されているか。また、契約保証金の取扱いが適正に行われているか。

(5) 施工

ア 官公庁に対する工事施工に関する必要な手続が行われているか。

イ 工事施工計画が適切か。また、施工計画関係書類が整備されているか。

ウ 法令等を遵守し、設計図書どおりに施工されているか。また、環境に配慮した施工がなされているか。

エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類が整備されているか。

オ 各種検査、材料試験等が適正に行われているか。また、その記録が整備されているか。

カ 工程管理、品質管理及び現場の安全管理が適切に行われているか。

キ 工期変更及び設計変更の理由、内容及び変更の時期が適切か。

ク 関連工事との連絡調整が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和5年12月21日から令和6年3月25日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び工事現場

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、関係書類の提出を求め確認し、監査委員室で関係職員から事情を聴取するとともに、工事現場での調査を実施しました。

事前監査のうちの工事の技術に関する調査は、専門的知識を必要とするため、技術士で組織される団体である公益社団法人大阪技術振興協会からの助言を得て実施しました。

監査委員全員による本監査においては、監査委員室で関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場で調査を実施し、提出を受けた監査資料、聴取した事項等の評価を行いました。

## 6 監査対象工事の概要（契約金額及び工期は監査時点のものです。）

### (1) 名称

吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）

### (2) 種類

建築一式

### (3) 場所

吹田市高城町19番7号

### (4) 内容

公民館及び高齢者いこいの間新築工事（昇降機設備工事、外構工事を含む）

### (5) 契約金額

274,095,800円

### (6) 工期

令和5年8月7日から令和6年7月31日まで

### (7) 関係部局

福祉部高齢福祉室（事務事業所管）、地域教育部まなびの支援課（事務事業所管）、都市計画部資産経営室（工事執行所管）及び総務部契約検査室（契約手続所管）

## 7 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

### (1) 設計に係る事務

### (2) 契約の相手方の選定等の契約事務

### (3) 工事施工及び工程管理に係る事務

### (4) 安全管理に係る事務

## 第4 財政援助団体等監査（出資団体監査）

## 1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項に規定する本市が資本金等の4分の1以上を出資している団体の出納その他の事務の執行で当該出資に係るものについて監査を行いました。

## 2 監査対象団体及び所管部局

- (1) 地方独立行政法人市立吹田市民病院（出資団体）及び健康医療部健康まちづくり室
- (2) 公益財団法人吹田市文化振興事業団（出資団体）及び都市魅力部文化スポーツ推進室

## 3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和5年度財政援助団体等監査実施計画

## 4 監査の着眼点

- (1) 定款、経理規程等が整備されているか。また、それらに基づいた事務が執行されているか。
- (2) 決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 出納関係帳票等の整備及び記帳が適正になされているか。
- (4) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (5) 経営成績及び財政状態が良好か。
- (6) 資金の運用が適切か。
- (7) 事業運営における経済性、効率性及び透明性の確保が図られているか。
- (8) 現金、預金通帳及び銀行印その他財産の管理が適切に行われているか。

## 5 監査の実施内容

### (1) 監査の実施期間

令和5年9月8日から令和6年3月25日まで

### (2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体の施設の会議室等

### (3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象団体の施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に關係職員の出席を求めて口頭により、監査対象団体及び監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び聴取した事項の評価を行いました。

## 6 地方独立行政法人市立吹田市民病院に係る監査の結果及び意見

### (1) 地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要

#### ア 設立年月日

平成26年（2014年）4月1日

（昭和28年（1953年）7月に開設、平成26年4月に地方独立行政法人へ移行）

#### イ 団体の目的

当団体は、地域の中核病院として、市民に救急医療をはじめ、良質で安全な医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、市民の生命及び健康を守ることを目的としています。

#### ウ 資本金

33億84万3,643円（本市全額出資）

#### エ 主な事業内容

- (ア) 医療を提供すること
- (イ) 医療に関する調査及び研究を行うこと
- (ロ) 医療に従事する者に対する研修を行うこと
- (ハ) 医療に関する地域への支援を行うこと
- (ニ) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること

#### オ 令和4年度決算

収益総額 16,748,959,939円

費用総額 14,946,397,348円

純利益 1,802,562,591円

### (2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の出資の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。ただし、監査実施時点において、次のとおり是正を要する事項が見受けられました。

ウォーターサーバー賃貸借契約（複数年契約）について、起案及び見積書によると、当該契約は定期メンテナンスを含む賃借料年額6,000円（税抜）のレンタル契約となっていますが、契約書は機器等を無償貸与とした内容の雛形を基に作成されており、実態と異なる内容となっていました。

### (3) 意見

ア 令和4年度決算においては約18億円の純利益が出ていますが、令和5年度の収支計画では約1億円の赤字を見込んでいます。令和4年度末時点で長期借入金と移行前地方債償還債務を合わせた有利子負債が約166億円、繰越欠

損金が約22億円となっており、良好な財務状況にあるとはいえません。

現在事業者公募を中止している旧病院跡地の売却について早急に見直しを立てるとともに、4年ごとに策定する中期計画とは別に、長期的な視点での収支計画と資金計画を策定することにより、引き続き経営の効率化や経営基盤の安定化を図り、市立病院として担うべき医療サービスの更なる向上に取り組んでください。

イ 市から派遣された職員だけでなく、法人が独自に採用した職員も含め、病院の管理運営を担っていけるよう、計画的な人材育成により一層努めてください。

ウ 契約に関する事項において不適切な事務処理が見受けられましたので、適正な事務執行に努めてください。

## 7 公益財団法人吹田市文化振興事業団に係る監査の結果及び意見

### (1) 公益財団法人吹田市文化振興事業団の概要

#### ア 設立年月日

平成24年（2012年）4月1日

（昭和59年（1984年）11月に設立、平成24年4月に財団法人から移行）

#### イ 団体の目的

当団体は、市民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的としています。

#### ウ 基本財産

2億円（本市全額出捐<sup>えん</sup>）

#### エ 主な事業内容

(ア) 音楽、舞踊、演劇、美術その他文化活動に関すること

(イ) 文化情報紙の発行及び情報の収集に関すること

(ウ) 吹田市文化会館等の管理運営に関すること

#### オ 令和4年度決算

当期一般正味財産増減額	35,357,502円
一般正味財産期首残高	△84,809,562円
一般正味財産期末残高	△49,452,060円
当期指定正味財産増減額	0円
指定正味財産期首残高	200,000,000円
指定正味財産期末残高	200,000,000円
正味財産期末残高	150,547,940円

### (2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の出資の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

(3) 意見

ア 令和4年度決算において、退職給付引当資産22,917,185円は退職給付引当金70,478,374円と比べ少額となっており、両者の不均衡が課題となっています。市と当団体との間で十分に協議・調整を図り、課題の解消に向けて取り組んでください。

イ ホームページにおいて理事会等の議事録をはじめとする団体に関する情報の開示を積極的に行うことにより透明性の確保に努めてください。

第5 財政援助団体等監査（指定管理者監査）

1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項に規定する本市の公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行で当該指定管理業務に係るものについて監査を行いました。

2 監査対象団体及び所管部局

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（吹田市立高齢者いこいの家指定管理者）及び福祉部高齢福祉室

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和5年度財政援助団体等監査実施計画

4 監査の着眼点

- (1) 法令に基づく施設の点検が適正に行われているか。点検結果で改善すべき事項があった場合は、速やかに措置が講じられているか。
- (2) 施設の使用許可並びに使用料等の徴収及び減免の手続が適正に行われているか。
- (3) 協定等に基づく書類の作成及び保存が適正に行われているか。
- (4) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- (5) 精算方式の経費について、施設の管理に係る経理が他の事業と明確に分けられ、適正になされているか。
- (6) 施設の管理が利用促進及び利用者サービスの向上が図られるよう実施されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和5年9月13日から令和6年3月25日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び指定管理施設の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、指定管理施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象団体及び監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び徴取した事項の評価を行いました。

6 指定管理者に係る監査の結果及び意見

(1) 指定管理者の名称

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

(2) 指定管理施設の概要

ア 名称

吹田市立高齢者いこいの家

イ 所在地

吹田市岸部中1丁目24番11号

ウ 主な施設

ホール、多目的ホール、洋室、和室

(3) 指定管理業務等の概要

ア 主な指定管理業務

(7) 事業の実施に関する業務（高齢者に対する相談及び教養講座の実施、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場の提供等）

(イ) 使用の許可に関する業務

(ウ) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

イ 利用料金制の適用

なし

ウ 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

エ 選定の方法

公募

オ 指定管理料

令和2年度 16,186,000円

令和3年度 16,186,000円

令和4年度 16,186,000円

令和5年度 16,186,000円

令和6年度 16,186,000円

合計 80,930,000円

(4) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、指定管理に係る協定等に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

(5) 意見

当団体では、当該施設をより多くの市民に知ってもらうため、様々な媒体による広報を進めています。今後も施設の認知度を高める働きかけを積極的に行うとともに、高齢者のニーズを把握して効果的な事業を開催し、施設利用者の満足度の向上に努めてください。